

駐車料金の減額

岡山市勤労者福祉センターの附属駐車場を利用される方が、次の対象者に該当する場合、駐車料金の2分の1が減額されます。

○対象者

- (1)身体障害者手帳を所持している方が、自動車税又は軽自動車税の減免措置を受けている自動車を自ら運転し、又は家族に同乗し駐車した場合
- (2)身体障害者手帳1級、又は2級を所持している方が自ら運転し駐車した場合
- (3)戦傷病者手帳を所持している方のうち、特別項症、第一項症、又は第二項症に該当する方が同乗し駐車した場合
- (4)療育手帳Aを所持している方を同乗し駐車した場合
- (5)精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方を同乗し駐車した場合

○利用方法

駐車券をお持ちのうえ、岡山市勤労者福祉センター管理事務所で手帳等を提示してください。

※勤労者福祉センターが閉館の場合は、精算機備え付けのインターホンをご利用ください。

お問い合わせ

岡山市勤労者福祉センター

電話 : 086-233-8311

ファクス : 086-233-8313

所在地 : 〒700-0905

岡山市北区春日町5番6号